

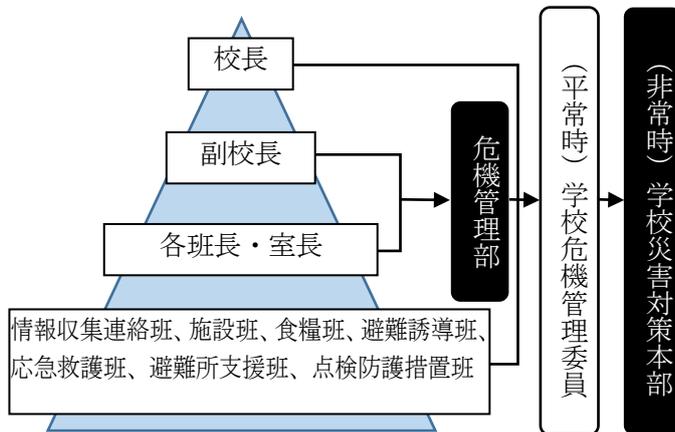
東京都立両国高等学校・附属中学校 危機管理計画

I 学校危機管理計画の基本方針

- 1 本校が被災した場合、学校は生徒の生命及び身体の安全確保を第一として、迅速且つ的確な誘導、保護を行う。
- 2 人的災害を被らないための安全確保はもとより、災害を被った場合も被害が最小限度に留まるよう、日常から教育及び訓練を行う。
- 3 教職員は本計画に基づき役割を分担する。しかし弾力的に全体を共有し、絶えずこの行動基準を見直していく。

II 事前対策

本校の防災組織と行動内容



「学校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

【危機管理部の役割】

- ・ 防火・防災管理者である副校長が責任者となり「情報収集連絡班」「施設班」「食糧班」「避難誘導班」「応急救護班」「避難所支援班」「点検防護措置班」を設置する。各班の班長が危機管理部の部員となる。
- ・ 生徒に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- ・ 教職員の危機管理研修計画の作成と実施
- ・ 防災物品等の管理点検、各教室等の防火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、施設設備の安全、火災予防等に関する計画の作成と実施
- ・ 学校危機管理担当者を設置し、担当者は災害時にいち早く学校に参集し情報収集と緊急連絡に当たる。

・ 学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]

校長を委員長として副校長等の管理職、各主幹教諭、養護教諭、危機管理部で構成する。委員長が必要と認められた時に招集する。

[役割]

- (1) 学校危機管理計画の作成
- (2) 危機管理対策指針の決定
- (3) 避難所運営の支援計画の作成
- (4) 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- (5) 地域緊急連絡員の招集、連絡等
- (6) 区や都の防災組織との連絡調整

行動内容概要

部門	平常時	災害時	
		地震	火災
学校危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校災害対策本部設置訓練 校内外の情報迅速処理系統の確立 とその定期点検 関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 指示系統の整備と点検 校内・近隣火災への対応策定 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 校内外状況の迅速把握態勢の設置 関係機関との情報授受及びその一元化処理 指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。） 情報の一元化処理
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生、火災校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 連絡班等各班の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 情報の迅速収集と正確性の迅速判断 各班間の連絡調整 学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等） 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の見極めと遅滞ない避難の判断 初期消火活動の迅速行動 消防への協力指示 鎮火後の状況確認及び事後対応 学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部門	平常時	災害時（地震・火災）
情報収集連絡班 （教務部）	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の生徒・職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し 救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内に逃げ遅れた生徒がいないか確認 関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集 安全確保の先頭に位置し、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、正確な情報伝達を行う。
施設班 （総務部）	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の安全確保（消火器の設置・点検等日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成）。 初期消火活動体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動の迅速行動 「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。 地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止表示等の設置 危険排除及び危険区域の立入規制線設定
食糧班 （研究部）	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水・食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し 濾水器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 学校で保護する・生徒への食事の準備 避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） 避難所等を開設した場合の食糧等の配布
避難誘導兼 応急救護班 （指導部）	<ul style="list-style-type: none"> セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 搬送資器材の整備 応急手当技法の習得 搬送先医療機関の特定と連携 	<ul style="list-style-type: none"> けが人の応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） 迅速出勤の態勢（連絡班等との連携） 医療機関の被害程度の確認 避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
避難誘導 兼避難所支援班 （進路部）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災組織との連携） 帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） 自家発電機の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 施設班と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 公的防災機関・防災組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） 災害時帰宅支援ステーションの開設（案内板設置等） 災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置等）
点検防護措置班 （経営企画室）	<ul style="list-style-type: none"> 重要書類の焼失・散逸防止と安全持ち出しの方策策定、管理責任 校内設備の安全管理、危険防止 消防設備・施設の保守点検 上記のマニュアル作成、記録簿作成 	<ul style="list-style-type: none"> 公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出し、安全（水浸しや散逸防止）を図る。

※各班には、分掌主任を責任者として置く。また、副主任を代理者とする。

2 情報連絡体制

危機管理対応が必要な人的・物的被害の状況やその他の緊急事態について情報を速やかに収集し、危機管理委員会に報告する。

連絡先		電話番号
東部学校経営支援センター支所経営支援室		03-3625-2194
教育庁総務部総務課安全管理担当		03-5320-6718
都立日本橋高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3617-1811
都立墨田川高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3611-2125
都立本所高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3622-0344
都立橋高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3617-8311
都立墨田工科高等学校	(墨田区内高等学校)	03-3631-4928
区市町村 災害対策本部	墨田区都市計画部防災課	03-5608-6206
	墨田区都市計画部安全支援課	03-5608-6199
医療機関	都立墨東病院	03-3633-6151
	東京消防庁救急相談センター	#7119
	東京都保健医療情報センター 「ひまわり」(24時間対応)	03-5272-0303
ライフライン事業者	電気：(株)ケンテック	03-3774-3320
	ガス：東京ガスライフバル墨田	03-5828-9434
	水道：東京都水道局墨田営業所	03-5638-3140
警備会社	セコム(株)亀戸支社	03-3685-8285

東京都立両国高等学校 附属中学校	電話	03-3631-1815 (高校代表) 03-3631-1878 (附属中代表)
	FAX	03-3846-6682 (経営企画室)
	e-mail アドレス (組織端末)	S1000107@section.metro.tokyo.jp (高校) S8000530@section.metro.tokyo.jp (附属中)

3 生徒の安否確認方法

災害発生時に生徒の安否確認をするために Classi 東京都版による緊急時の連絡体制を構築する。

4 施設・設備の安全対策

廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖支障となる物件を放置等されないように管理するものとする。防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。また、避難経路図を各教室、特別教室に掲示する。

5 防災教育・防災訓練

教育課程の年間指導計画に位置づけ、中学校の生徒は各月1回の防災訓練・避難訓練を行い、高等学校の生徒は年間4回の防災訓練を行う。

6 教職員の危機管理研修

常勤の教職員に対しては年間2回、職員会議等において危機管理研修を実施する。また、危機管理研修においては外部の専門家を必要に応じて招聘し、講義等を行う。

III 災害発生時の対応

1 学校災害対策本部の設置

災害の発生と同時に、校長室内に災害対策本部を設置する。災害対策本部は、校長を本部長とし、副校長、経営企画室長で構成する。対策本部の任務は、生徒の安全確保、生徒の避難誘導措置、生徒の保護、救出体制の構築、災害情報の収集と報告、食料・飲料水の確保、施設設備の安全確認等とする。

2 生徒の避難誘導

授業中にあつては、教師は次の安全確保行動を生徒に指示する。

- (1) 校内放送及び教員の指示に従って行動させる。
- (2) 電灯等の落下物から頭部の安全を図らせる。机の下に潜り、机の足を持ち、頭を窓と反対側に向け身を守る。
- (3) 教室のドアや窓を開ける。
- (4) 慌てて外へ飛び出させない。
- (5) 火の始末をする。

部活動等校舎外にいる場合、次のことを配慮した指示をする。

- (1) ブロック塀等の倒れやすい建造物から離れさせ、その場に頭を抱えてしゃがみ込ませる。
 - (2) 瓦、窓ガラス等の落下物に注意させる。
- ※休み時間等の場合は、担任は自己の安全を確保した後、教室に向かう。

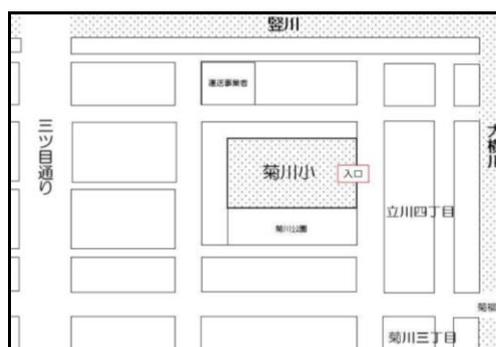
(主震後の生徒への対応)

主震後、10～60秒を経過し揺れが収まったところで、教員は次の対応をとる。

- (1) 負傷者の有無を確認する。
- (2) 状況判断により避難の準備をする。
- (3) 混乱状態にならないように、生徒の勝手な行動を押さえる。
- (4) ドア付近の落下物を除去し、脱出口を確保する。
- (5) 校内放送または本部からの伝令による指示で避難する。避難に当たっては、先頭に立ち、避難路を確保するとともに、生徒の頭部を保護させる。
- (6) 脱出に当たっては、安全かつ最短のルートを探り、私物は携行させない。
- (7) 負傷者の救護を行う。

災害対策本部は次の事柄を配慮し、指示する。

- (1) 校舎や周辺の状況を確認した上で、避難場所・経路を決定し、避難を指示する。
- (2) 校内放送設備が不具合の場合、非常用拡声器や伝令を用いて指示を出す。
- (3) 避難に伴い災害対策本部を移動し、絶えず災害対策本部の位置を教職員に対して明確にする。
- (4) 学校本部長（校長）が校内に留まることを危険と判断した場合、墨田区の避難場所指定に則り、避難誘導班を中心とした誘導の下、下記の通り墨田区立菊川小学校へと非難する。菊川小学校へ避難できない場合は、錦糸公園（錦糸四丁目15番1号）へと非難する。



3 生徒の保護体制

地震発生後、学校所在地地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合においては、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り帰宅させることができる。

平成25年4月から東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要がある。なお、都立学校においては帰宅困難な・生徒及び教職員用に、全・生徒及び教職員の3日分の食糧・飲料水と毛布を既に備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い・生徒を保護する場合にもこれを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知しておく。また、電話連絡や学校ホームページ以外にも、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、東京版 Classi 等、生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、・生徒の保護者への引渡しについては、保護者から事前提出の生徒理解票・家庭所見表等を利用し、生徒の安全確保に万全を期すこと。教職員による生徒の避難誘導により避難を完了したら、即座に人員の点呼を行う。人員点呼により不明な生徒がいる場合は、応急救護班を中心に、避難を完了していない生徒の発見・救出にあたる。傷害を受けた生徒を発見した場合は救出し応急処置を行う。人員点呼後に生徒の安否について災害対策本部へ報告を行う。校長は、この報告をもとに所管の東部学校経営支援センター支所に被害・被災状況を報告し、指導を仰ぐ。

4 施設・設備の被害状況及び安全確認と応急対策

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに災害対策本部に報告するとともに応急措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。
- (3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を災害対策本部に報告すること。点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。

IV 事後対策

1 安否情報、被害状況の収集・把握

東京都教育委員会（学校経営支援センター）及び墨田区（災害対策本部）への報告と今後の対応

- (1) 災害対策本部は、生徒の状況（傷害を受けた生徒の氏名とその対応・帰宅者氏名・学校保護下にある生徒氏名）及び施設・設備の被害状況を文書でまとめ、校長はこれを所管の東部学校経営支援センター支所に報告する。
- (2) 避難所の対応として、避難者の数と現状、傷害を受けた者とその対応、緊急物資搬入、ボランティアの受け入れ等について、それぞれ文書で校長に報告し、これを記録する。校長は、このことを東京都・墨田区の災害対策本部及び東部学校経営支援センター支所に報告する。

2 施設・設備の再建

- (1) 校舎内外の被害状況程度の確認。崩壊の恐れのある部分への立ち入り禁止措置の徹底及び教室の天井・床・壁の亀裂・戸棚・机・椅子・廊下・階段等の破損・倒壊状況を調査する。
- (2) ガス・水道・電気等は関係諸機関と連絡をとり、水質調査等を行う。
- (3) 校庭及び近隣道路の亀裂調査、フェンスの安全点検等を行う。

3 授業再開準備

- (1) 生徒・教職員の安否状況の把握、ライフラインや公共交通機関の復旧等の諸条件が整備された段階で企画調整会議を開き、教育活動再開の時期・方法について、具体的な協議を開始する。その際、教職員は教育活動の早期正常化に向けての体制を整え、避難所運営についても必要に応じて協力しなければならない。
- (2) 授業再開にあたっては、二次災害防止のため、専門家による校舎等の安全点検を実施しなければならない。
- (3) 校長は東部学校経営支援センター支所と協議の上、授業再開の用途を定める。授業再開にあたっては保護者に対して、再開時期は電話・掲示・ビラ・ロコミを含め、周知徹底を図る。
- (4) 学校の教育活動が正常化されるまでの期間、学校施設・設備の被災状況、生徒・教職員の被災状況、公共交通機関の復旧等の事情を総合的に検討し、休校・二部授業・他校の利用等応急的な教育活動の計画を東部学校経営支援センター支所との連携を密にして作成し、保護者・生徒に周知する。
- (5) 災害救助法等の適用がされた場合には、「都立高校の授業料等徴収条例施行規則」に基づき、被災により授業料納付が困難と認められた者については、免除・減免・納付期限の延期等の適切な処置を行う。

4 応急教育計画の作成

応急的な教育活動の計画にあたっては、校舎施設設備の状況を勘案して立案し、状況の変化に応じて、改善を図る。生徒の出欠に関しては、記録し、その認定に関しては適切に行う。

V 避難所等開設支援

1 避難所の開設

校長は避難所開設の準備を担当職員へ指示する。その際、①生徒の安全確保の場所、②教育機能のための場所、③避難所管理のための場所を確保した上で適切に学校施設を避難所として開設する。校庭は発災当初の避難場所とする。災害時に避難所となった場合は墨田区に対して地域住民への周知を依頼する。

2 情報の収集と提供

校長は避難所の運営に関する情報の収集、整理、確認、提供を教職員へ指示する。担当者は収集した情報を適宜校長へ報告し、墨田区災害対策本部と密に連絡を行う。

3 墨田区の一時的集合場所としての支援活動

墨田区江東橋一丁目・五丁目町会の一時的集合場所としての対応として、集合した地域住民へ指定避難所（墨田区立菊川小学校）を案内する。

4 帰宅支援ステーションとしての対応

学校本部長（校長）は、在校生との安全を確認した上で、帰宅困難者の発生に備え、帰宅支援ステーションとしての対応を行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、校内放送等を活用して、在校生に適宜伝達する。
- (2) 交通機関が停止した場合は、帰宅困難な来校者を避難場所等まで避難誘導する。
- (3) 帰宅支援ステーションとしての備蓄品、トイレの利用等を来校者に適宜提供する。
 - ア 飲料水
 - イ セルフケアセット
 - ウ 食料等
- (4) 災害時の停電等に対応して設置されている自家発電機を利用して投光や水中ポンプを活用する。

5 一時滞在施設としての支援活動

一時滞在施設とは、「行き場のない帰宅困難者」等の受入れを目的として、発災から72時間（最大3日間）の帰宅抑制のための一時的な滞在支援を行うものである。本校では以下の通りの支援を行う。

施設滞在者も含めた施設の運営

- ・滞在者には施設滞在者カード（別表2）に記入してもらう。
- ・一時滞在施設の運営は、災害時にお互いが助け合うという共助の取組であるため、要配慮者を除き、施設滞在者にも運営に協力してもらう（備蓄の配布、要配慮者の支援、荷物の運搬など）
- ・施設滞在者に医師や看護師がいれば、医療救護活動をご支援いただく。

施設滞在者への帰宅支援情報の提供

- ・掲示板等で公共交通機関の運行再開情報、道路の被害状況等をこまめに提供、施設滞在者が帰宅する時期を判断できるよう支援（ホワイトボード等の活用）
- ・帰宅支援対象道路や災害時帰宅支援ステーションの情報提供

部門	主な活動内容
施設班（総務部）	<ul style="list-style-type: none">・管理責任者の補佐をするとともに、各班を総括・施設の安全確認を行い、開設に向けた準備を実施・施設の記録を作成
情報収集連絡班（教務部）	<ul style="list-style-type: none">・施設の開設状況等を帰宅困難者対策部門へ定期的に報告・施設滞在者名簿を作成し、施設滞在者数を帰宅困難者対策部門へ報告・外来者用の対応窓口の設置・外部の防災組織との連絡窓口を設置
避難誘導兼応急救護班（指導部）	<ul style="list-style-type: none">・施設におけるパトロールを行い、特に女性や子供の安全を守る・配慮が必要な方（要配慮者、女性、性的マイノリティ）の窓口を設けて相談対応、各班への情報伝達、引継ぎ・トイレの清掃、掃除、換気・怪我人や病人が発生した場合の対応
食料班（研究部）	<ul style="list-style-type: none">・備蓄物資の在庫確認を行うとともに、必要数を把握・物資に関する相談受付

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足物資に関する帰宅困難者対策部門への要請 ・ 物資の保管・管理・提供
避難誘導 兼避難所支援班 (進路部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設滞在者のニーズを把握 ・ 施設滞在者カードを配布・収集し、情報収集連絡班に引き継ぐ ・ 施設滞在者の中から運営協力者を募集

一時滞在施設としての学校施設利用計画

避難者の分類	利用施設
①児童・生徒の安全確保のスペース	教室・体育館・会議室・視聴覚室等
②教育機能・管理機能のスペース	教室・体育館・会議室・視聴覚室等
③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等、並びに女性に割当てするスペース	柔道場
④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース	技術室
⑤一般避難者の避難所スペース	剣道場
⑥一時滞在施設としてのスペース	視聴覚室

6 避難所としての対応

避難所は、地域の避難住民の受入れを目的とし、発生から2週間程度まで（復旧・復興の状況により）地域住民への一時的な生活の場の提供支援や食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等の提供を行うものである。避難所の設置主体は区市町村であり、管理運営は区市町村が行うが、教職員は避難所の開設・運営に協力・支援することとしている。なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やそのため準備が必要であるため、おおむね発災後1週間程度を目途とする。

避難所としての学校施設利用計画

避難者の分類	利用施設
①児童・生徒の安全確保のスペース	教室・体育館・会議室・視聴覚室等
②教育機能・管理機能のスペース	教室・体育館・会議室・視聴覚室等
③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等、並びに女性に割当てするスペース	柔道場
④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース	技術室
⑤一般避難者の避難所スペース	剣道場
⑥一時滞在施設としてのスペース	視聴覚室

7 生徒のボランティア活動

避難所の運営に関して、生徒の安全確認とボランティアに対する保護者の承諾を得られた場合、高等学校生徒によるボランティア活動を行う。生徒がボランティア活動に当たる場合は、校長の判断のもと、担任の指揮・指示により行動する。内容としては、復旧作業の手伝い、食料品・飲料の配布補助、高齢者・負傷者の介助補助等の活動を行う。

VI 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

教職員の参集体制（夜間・休日等の勤務時間外に、災害が発生した場合）

- 1 校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。作成に当たっては、緊急時教職員名簿を作成し、人員や参集方法等を把握する。発災当初における校舎等の安全確認、生徒等の安否確認、一般避難者への対応、教育活動の再開等、必要な勤務に従事するため、教職員は自宅及び家族の安全を確認した上で、所属校に参集する。

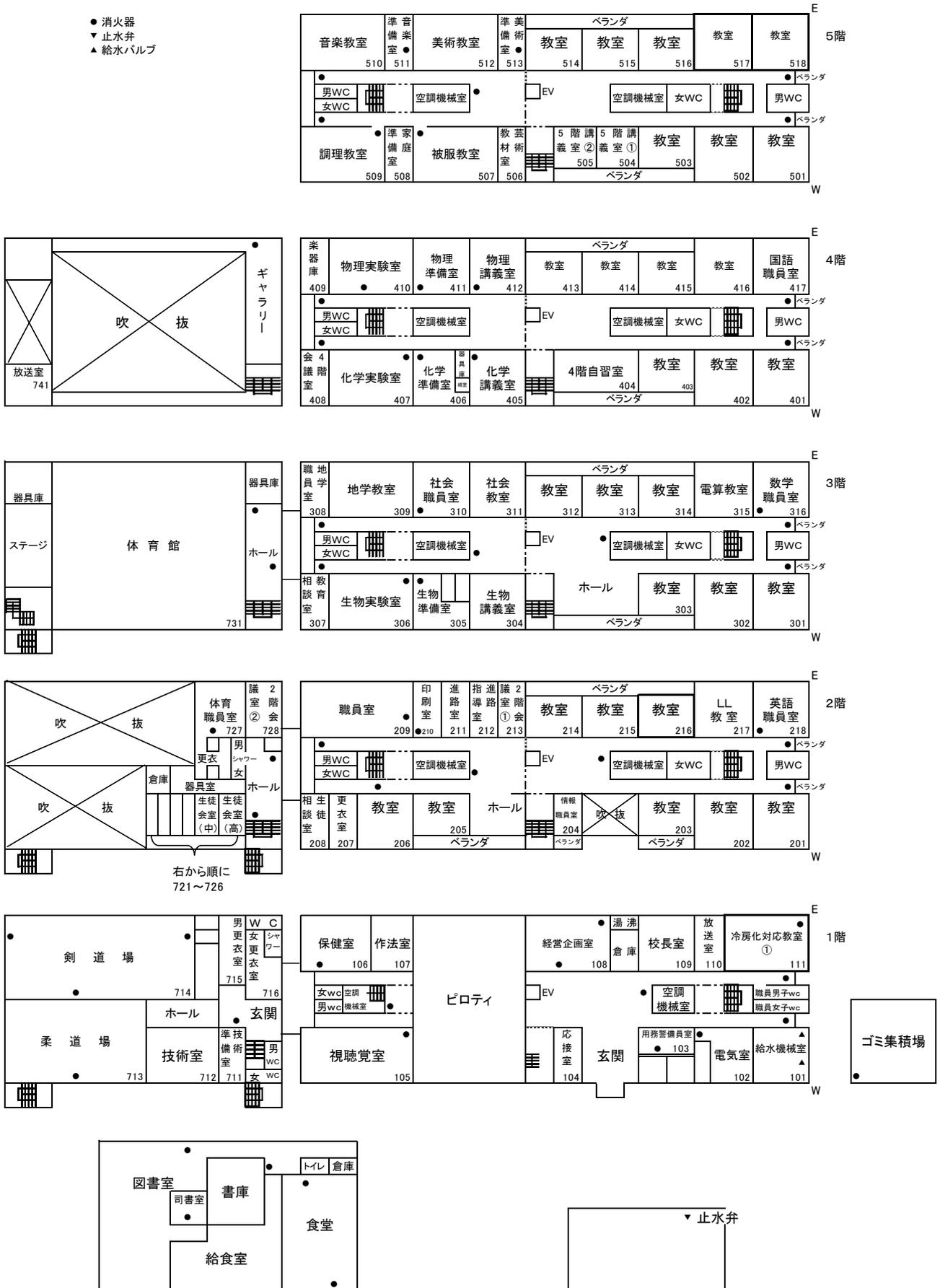
	居住地～勤務地までの距離(km)	対応
第一配備職員	10 km 以内	発災後、徒歩及び自転車等を利用して最初に所属へ到着し、当該所属が所管する応急対策業務に従事する。
第二配備職員	10 km 超 20 km 以内	所属へ到着後、第一配備職員と共に当該所属が所管する応急対策業務に従事する。
特例配備職員	20 km 超	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ定める都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。

- 2 災害発生時に参集した教職員は、参集途中で得た情報（道路・橋梁・施設設備・建物・被災状況等）を校長に報告する。
- 3 通常利用している交通機関の途絶等により、所属校に勤務できない場合は、交通機関が復旧するまでの間、居住地近くの（緊急避難指定校）に出勤し、その学校の校長の指示に従い、応急対策活動にあたる。
- 4 緊急避難指定校で応急対策活動に従事する場合には、あらかじめ所属校校長に連絡をするとともに、指定校の校長に直接申告する。

【別表1】

消火器等配置図

- 消火器
- ▼ 止水弁
- ▲ 給水バルブ



【別表2】
都立両国高等学校
No.

施設滞在者カード

項目	記入欄	
ふりがな		
氏名	姓	名
住所	都道府県	市区町村
	(町) 丁目 番 号	
電話番号	自宅	携帯電話
性別	男 ・ 女	歳
職業		
災害時要援護者 (特別な支援が必要な場合記入)		
健康状態 怪我等		
その他伝えておくべき事項		

※このカードに記入したことにより、下記のことと同意したとみなします。

- 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること
- 余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きよ閉鎖する可能性があること
- 負傷者の治療等、施設の状況により対応できない事項があること
- 物資の運搬、災害時要援護者の介助など、施設の運営に積極的に協力すること
- 個人情報については、以下の利用目的で使用する場合がありますこと
 - ・施設における収容状況や支援内容の記録整備
 - ・安否確認、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するための施設内部での情報共有及び地方公共団体への情報提供

なお、地方公共団体において、親族等からの安否確認の問い合わせがあった場合に、本情報を利用して回答を行う場合があります。同意しない場合、氏名のみご記入ください。本回答により施設利用可否の判断を行うものではありません。